

法務委員会會議録 第二十四号

昭和二十五年四月十日(月曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長代理理事 北川定務君

理事 小玉 治行君 理事 田嶋 好文君

理事 山口 好一君 理事 猪俣 浩三君

理事 佐竹 晴記君

一古島 義英君 松本 弘君

眞鍋 勝君 田万 廣文君

北村 憲太郎君 加藤 赤君

世耕 弘一君

出席政府委員

検 察 長

(法制意見) 岡 咲 恕一君

(第一局長) 村 上 朝一君

(民事局長) 村 上 朝一君

委員外の出席者

専門員 村 敦三君

専門員 小 木 貞一君

本日の會議に付した事件

国籍法案(内閣提出第一三八号)

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三九号)

○北川委員長代理 これより會議を開きます。本日は委員長所用のために、理事の私が委員長職務を行います。

これより国籍法案及び戸籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑に入りま

す。質疑の通告がありますからこれを許します。田万廣文君。

○田万委員 今度の国籍法案を拜見いたしますと、大体において問題は少い

のでありますが、二、三いろ／＼疑義がありますのでその点を政府の方にお伺いしたいと思います。

第一にお尋ねしたい点は第四條の第六号であります。これは今までの觀念からしますと叛乱罪の予備行為とか、叛乱罪とかいう罪名に該当するようなものを客體として規定せられておるのではないかと懸念しますが、その範圍について一応御答弁を願いたいと思ひます。

○村上(朝)政府委員 第四條の第六号は、多くの場合刑法内乱罪あるいはその予備陰謀に犯れる場合であろうと考へますが、必ずしも範圍が一致するとも言えないのであります。幾らか広くなつてゐるかと思ひます。この六号の書き方は、国家公務員法三十八條第五項等の規定を参照してつくつたのであります。内乱罪あるいは予備陰謀と一致するという点につきましては、幾らか範圍が広いというお答えを申し上げます。

○田万委員 その幾らか広いという意味を、具体的に御説明を願ひたいと思ひます。

○村上(朝)政府委員 政府を暴力で破壊することを主張するということは、必ずしもただちに予備陰謀にはならないのではないかと、この点が幾らか広いというのではないかと思ひます。

○田万委員 第六号によりますと「日本国憲法施行の日以後において」とありますが、日本国憲法施行の日以前のことに關連してこういう事実があつた

ものに対しては、国籍法においてどういふふうに取り扱われるつもりであるか。

○村上(朝)政府委員 旧国籍法には第六号にあたる規定がないわけでありま

す。今度の第六号が入りますと、日本国憲法施行の日以前において、これに該当する行為をしたものは含まれないことになるのであります。もとより日本国憲法施行の日以前においても、ここにあげたような行為をした外国人に国籍を付与することは好ましくないことではありますけれども、先ほど申し上げました公務員法その他の立法によりますと、日本国憲法施行の日以前のことは問題にしない例になつておりますので、その例になつたわけであり

○田万委員 なお立法上の形式の問題ですが、四條第六号は非常に具体的に「政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。」というふうに非常にくだくだしく文句を使つたようでありま

す。これをものと簡潔に、第三号の素行が善良である。これも非常にぼけた規定になつておると思つてあります。が、この三号和六号を一括して、日本国民としてふさわしき、いわゆる公序良俗に反しないものというふうな簡潔な條文にこれを變更する御意ありやいなや、これをお尋ねします。

○村上(朝)政府委員 ごもつともであります。簡潔な表現でできればいい。こうだと思つてありますが、ただ漠然とした表現よりは、なるべく具体的に表現の方が行政官庁の濫用を防ぐというふうな意味から適當ではないか、つまり判斷の基準を具体的に法律で示す方が適當ではないか、かように考へて六号を立案した次第であります。

○田万委員 具体的に記載した方が非常にいいという説、一応ごもつともですが、それだとすれば、第三号の「素行が善良であること。」これも通俗的な社会通念においては非常にわかる言葉ではあります。はたしてこれが素行が善良であるかどうかということについて、なか／＼文章としてははつきりしておるけれども、基準としてははつきりしない、かように考へるのであります。政府において具体的に記載した方がいゝという御説と「素行が善良である」という簡単な、しかし重要な意味を持つ第三号の規定は、私は非常にどうも考へる疑念を持つております。旧法においては「品行端正ナルコト」ということが書かれてあつたのであります。今後日本が講和條約も結ばれて、そのあかつきにおいては、どん／＼と外人の帰化があるというところが予想されるのであります。そういう場合に「素行が善良である」というような簡単な條文でなしに、もう少し先ほど私が言つたように、第六号とらみ合せて、簡潔な、しかもわかりのいい條文に変更された方がいゝんじやないか、なお重ねてこれを御質問いたします。

○村上(朝)政府委員 第三号の「素行が善良であること。」という規定は、これは現行法の第三号の「品行端正ナルコト」とこれと同じ意味のものであります。ただ現行法を踏襲しただけであります。これをさらに具体的にという御意見でございますが「素行が善良である」という点を具体的に表現しますことは、技術的に非常に困難でありますので、現行法の表現をそのまま踏襲したわけでありま

○田万委員 政府の御答弁によつても「素行が善良である」ということを具体的に例示することは、非常に困難であるといふくらい「素行が善良である」といふことの解釈はむづかしいと思つてあります。もしこの国籍法が通過したあかつきにおいては、いわゆる社会通念上、常識的な意味において、軽い意味で、特に善良でというやうなことは書いてありませんが、善良の意味を広く解されることを希望したいと思ひます。

なおその次に一点お尋ねしたいのは、第五條の第四号でございますが、「引き続き十年以上日本に居所を有する者」という規定があるのであります。第四條の第一号には「引き続き五年以上日本に住所を有すること」とあつて、居所と住所の間に五年の差を設けておるのであります。これはいかなる理由に基くものでありますか。

○村上(朝)政府委員 これは現行法をそのまま踏襲したものであります。

て、今住所と言いますと、生活本拠が日本の国内にあるわけであり、居所と申しますと、生活の本拠が国外にある場合も言うのであつて、日本の土地との結びつきが住所の場合に比較して薄いと考えられますので、居所の場合には十年ということにしてあります。

規定がほしいと思う。それは田万委員から素行が善良であるというようなことが明瞭にならないという質問もありましたけれども、その点で非常な問題は多い規定だと思つたのであります。それでお尋ねいたしますが、たとえば今申し上げた団体等規正令の關係ですが、いわゆる朝鮮連盟という団体の中に所属していたものは日本に帰化できないのか、団体等規正令に抵触した諸団体の所属メンバーと規正令第二條第七号の關係を御説明願ひたいと思ひます。

○田万委員 大体他の質問は留保いたしましたので、これで終ります。

○村上前(朝鮮)政府委員 朝鮮人連盟は団体等規正令の第二條に該当する団体でございまして、解散の指令が出たわけですから、暗殺その他の暴力主義の企圖によつて政策を変更し、又は暴力主義的方法を是認するやうな傾向を助長し、若しくは正当化する」ということが掲げてあります。しかし日本國憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊するということとは要件が違つて、解散された旧朝鮮連盟のメンバーであつたからといつて、ただちに第四條第六号の要件に該当するということにはならないと思ひます。

○加藤(充)委員 客観的な事実に基づきまして、法務総裁が認定するわけであり、客観的な事実に基づくと云われまして、何回も繰返して言うのですが、台東會館というやうなもの、朝鮮人連盟の財産であるとか、いや個人の財産であるとか、少くとも連盟の財産ではないというやうな事柄でたいへんな問題になつておることは、天下公知の事実なものであります。そのやうなものについても、それを一方的に何ら日本の裁判の明しを立てる余地を残さず認定をいたして、それを接収してしまふ。朝鮮の連中は私有財産制度の否認だといふことまで言つていきまいておられますが、それをしも客観的な事実に基づいた認定だといわれるやうなことが、第四條第六号の規定の認定について行われるということになりまして、たいへん重大だと思つたので、そのやうな点で私は少し明確な

な基本的な統治機構を転覆することを意味するわけであり、団体等規正令において認めます政策の変更ということは、政府の定めた政策を変更せざるというだけでありまして、政府そのものを破壊するといふところまでは含んでいない、かように考えてあります。

○加藤(充)委員 二、三点質問したいと思ひます。内乱罪の予備を含めて、從來よりもやや幾らか広いといふことを言われたのですが、やや幾らか広い分については、これはどういふけじめを、だれがどういふ権限でやりになるのでしょうか。

○村上前(朝鮮)政府委員 朝鮮人連盟は団体等規正令の第二條に該当する団体でございまして、解散の指令が出たわけですから、暗殺その他の暴力主義の企圖によつて政策を変更し、又は暴力主義的方法を是認するやうな傾向を助長し、若しくは正当化する」ということが掲げてあります。しかし日本國憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊するということとは要件が違つて、解散された旧朝鮮連盟のメンバーであつたからといつて、ただちに第四條第六号の要件に該当するということにはならないと思ひます。

○加藤(充)委員 暴力で政策を変更せざるということ、政府の破壊といふことの關係をいまい少し御説明願ひたいと思ひます。

○村上前(朝鮮)政府委員 政府委員政府を暴力で破壊すると申しますのは、刑法上の内乱罪にありまして「政府ヲ顛覆シ」云々という場合と同様に、國家組織の大綱を破壊することを意味するのであります。国会、裁判所内閣というやうな

○田万委員 ところで、今の規定からどういふ取扱ひを受けるのでしょうか。

○村上前(朝鮮)政府委員 外國の共產黨が日本國憲法またはそのもとに成立した日本國政府を暴力で破壊することを企て、もしくは企圖してゐる、かように考へておられるからといつて、ただちに第四條第六号に該当するとは考へられませんか。

○加藤(充)委員 これ最近問題になつてゐるレッド・マークの問題に關連いたしますが、何ら政府の転覆を企てた、第六号に該当するものがなくとも、素行が善良であるとか、思想が、昔の言葉で言へば堅固でないとかいふ意味で、品行方正ということとは少し違ひますが、素行という問題や思想の問題で、結局素行が善良であるかといふかといふイデオロギーの問題になつて来て、ほかの條文で觸れたりますこととはないでしょうか。

○村上前(朝鮮)政府委員 「素行が善良である」といふ言葉は、これは言葉自体から申しまして、私生活に關するもの、かように解釈しております。まゐりにいたしますが、日本の憲法で特徴的なものは、戦争の放棄といふやうなものであるといふことは、これは自

○田万委員 もう一点お尋ねしたいのですが、やはり第四條の四号、これによりますと「独立の生計を営むに足りる資産又は技能があること。」という積極的な條件がつけられておるのであります。独立の生活を営むに足りるというものは、どの程度のものをもちつて、さういふふうな御認定になるのか、お聞きしたい。

○村上前(朝鮮)政府委員 國なり公共団体なりの救済を受けないで生活できる程度の資産であり、技能であるといふ意味に解釈いたします。

○田万委員 抽象的なお話でありまして、これは大事なポイントにならうと思つたのであります。結局法務総裁が許可をなさる場合に、さういふ條件が特に加えられておるのでありますからして、生計を営むに足りる資産、これは積極的な言葉でどの程度の資産がなければいけない、消極的にはどの程度以下でいけない、それは金銭あるいは動産不動産の価格において、見積ることとはちよつと表現しにくいかもしれませんが、やはりちよつと具体的に説明していただかぬと、私には納得行きかね

○村上前(朝鮮)政府委員 歸化の條件といひましては、六号のほかに、一五の條件があるわけでありまして、ただいま御指摘になりましたやうな団体があるかどうか、私存じませんけれども、かりにあるといひまして、さういふ団体に所属してゐる者は、他の條件によつて歸化できないのではないかと、かように考へます。

○田万委員 放棄の建前から、私は持つべきではないかと考へるのですが、その点について、それを載せなかつた理由をお尋ねしたいと思ひます。

○村上前(朝鮮)政府委員 放棄の建前から、私は持つべきではないかと考へるのですが、その点について、それを載せなかつた理由をお尋ねしたいと思ひます。

放棄の建前から、私は持つべきではないかと考へるのですが、その点について、それを載せなかつた理由をお尋ねしたいと思ひます。

るのです。なおこの趣旨は、大体帰化される人が日本人となつた場合、国の非常な支出、財政面の大きな負担にならないようにというような気持でこの規定をおつくりになつたのではなからうかと思つてありますが、それはどういうわけですか。

○村上(朝)政府委員 この規定ができました趣旨は、ただいま田万委員の御指摘になりました通りの趣旨であります。現行法にある規定を、そのまま踏襲いたしましたのであります。

○田万委員 今後講和会議が締結せられまして後においては、相当数の帰化をせられる外人があらうと思ひます。と申しますのは、戦争放棄もしたし、いわゆるコールド・ウォアであらうとホツト・ウォアであらうと関係しないといふふうな環境に置かれる場合において、いわゆる安全平和な国として、帰化人が相当あらうと思ひます。そういうことを想像する場合において、私は資産とか技能とかいふものを特に制限を設けて帰化を阻むというふうな、一定限度の、これ／＼の條件を持たなければ、資産とか技能というふうなものを備えておかなければ帰化を許さないうふうな行き方は、立法の精神からいつても、日本の国から考えても非常にまずいことであつて、この條項は、経済的な差別待遇とか何とかいうようなことをしてはいけないという日本新憲法の精神にのつとつても、政府にこの條項を削除せられる意思ありやいなや、これを最後にお尋ねしておきたいと思ひます。

○村上(朝)政府委員 やはり生活能力のない外国人が日本の国籍を取得することになりますと、これは日本の国

家、社会の負担になるわけでありまして、日本の国家としては好ましくないのではないか、かように考える次第であります。

○北川委員代理 ほかに御質疑はありませんか――御質疑がなければ午前中はこの程度にいたし、午後は一時から再開いたします。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十五年五月二日印刷

昭和二十五年五月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所